

原議保存期間	5年(令和12年3月31日まで)
--------	------------------

佐 本 交 企 発 第 1 4 号
 佐 本 交 指 発 第 7 号
 令 和 7 年 1 月 2 8 日

各 所 属 長 殿

有 効	令和12年3月31日まで
企画第一係	

交 通 部 長

安全運転管理者による運転者に対する点呼等の実施及び酒気帯び確認等
 について（通達）

安全運転管理者によるアルコール検知器を用いた酒気帯びの有無の確認については、「道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令の施行に伴うアルコール検知器を用いた酒気帯びの有無の確認等について（通達）」（令和5年9月6日付け佐本交企発第178号）により、実施方法等に関する留意事項を示したところであるが、この度、点呼等の実施についても留意事項を示すこととしたので、下記の事項に留意の上、制度の適正な運用に努められたい。

なお、上記通達については、本通達の発出をもって廃止する。

記

- 1 点呼等の実施について（道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号。以下「府令」という。）第9条の10第5号関係）

府令第9条の10第5号においては、安全運転管理者の業務として、

- ① 運転しようとする運転者に対して点呼を行う等により、当該運転者による自動車の点検の実施（以下「自動車点検」という。）及び過労、病気その他の理由により正常な運転をすることができないおそれ（以下「正常運転をできないおそれ」という。）の有無を確認すること（以下「点呼による確認」という。）
- ② 安全な運転を確保するための必要な指示を与えること（以下、単に「必要な指示」という。）

が規定されているところ、点呼による確認及び必要な指示（以下「点呼等の実施」という。）に係る留意事項は、次のとおりである。

- (1) 点呼による確認を行う事項

ア 自動車点検の有無

「自動車の点検」とは、運転しようとする自動車の運行前に行ういわゆる日常点検をいう。点検箇所、点検項目等については、交通の方法に関する教則（昭和53年国家公安委員会告示第3号）第4章第3節の1に規定された日常点検に係る点検箇所、点検項目等を参考とすること。

イ 正常運転をできないおそれの有無

運転者の顔の表情、全身の様子、言動等から、疾病、疲労、睡眠不足その他の理由により安全な運転をすることができないおそれの有無を確認すること。

(2) 点呼等の実施の方法

点呼等の実施の方法は対面が原則であるが、直行直帰の場合その他対面での確認が困難な場合にはこれに準ずる方法で実施することができる。具体的には、

① カメラ、モニター等によって、安全運転管理者が運転者から自動車点検の結果について報告を受け、また、運転者の顔の表情、全身の様子、応答の声の調子等から正常運転をできないおそれの有無を確認するとともに、運転者に対して必要な指示を行う方法

② 携帯電話、業務無線その他の運転者と直接対話できる方法によって、安全運転管理者が運転者から自動車点検の結果について報告を受け、また、運転者の応答の声の調子等から正常運転をできないおそれの有無を確認するとともに、運転者に対して必要な指示を行う方法

等の対面による確認と同視できるような方法が考えられる。

(3) 他の自動車の使用の本拠における点呼等の実施

同一の自動車の使用者が他の自動車の使用の本拠において安全運転管理者を選任しており、当該他の自動車の使用の本拠となる事業所（以下「他の事業所」という。）において運転者が運転を開始する場合には、

① 他の事業所の安全運転管理者が点呼による確認を行い、その結果について、自ら、運転者が所属する事業所の安全運転管理者に対し、報告し、又は、自身の立会いの下、運転者をして、電話その他の直接対話できる方法により、報告をさせること

② 点呼による確認の結果について報告を受けた、運転者が所属する事業所の安全運転管理者は、運転者に正常運転をできないおそれがあること等を確認した場合には、当該安全運転管理者自ら又は当該他の事業所の安全運転管理者を介して、運転者に対して運転中止等の指示を行うこと

③ ②の場合を除き、他の事業所の安全運転管理者が、運転者に対して必要な指示を行うこと

のいずれもが行われたときは、点呼等の実施を行ったものとして取り扱うことができる。

(4) 安全運転管理者以外の者が行う点呼による確認

点呼による確認は安全運転管理者が行うことが原則であるが、安全運転管理者が不在である、他の業務により点呼を行う時間を十分に確保できないなど、安全運転管理者が点呼による確認を適切に行うことができないおそれがある場合には、安全運転管理者が、副安全運転管理者、点呼による確認の業務を委託した事業者その他安全運転管理者の業務を補助する者（以下この項において「補助者」という。）に、点呼による確認を行わせることは差し支えない。

この場合において、安全運転管理者は、あらかじめ補助者とする者を指定した上で、当該指定した者に対し、次の事項について指導・教育を行うことにより、

補助者に点呼による確認を行わせる場合であっても、安全運転を確保するために必要な対応が確実にとられることが必要である。

① 点呼による確認の方法

② 補助者が、運転者に正常運転をできないおそれがあること等を確認した場合には、安全運転管理者へ速やかに報告し、必要な対応について安全運転管理者から指示を受け、又は、安全運転管理者が運転者に対して、直接、運転中止等の指示を行うよう措置すること

また、安全運転管理者が補助者を介して必要な指示（正常運転をできないおそれ等がある運転者に対して行うものを除く。）を行う場合には、事前に必要な指示の内容について補助者に伝達するなどして明らかにしておくことが必要である。

(5) 点呼等の実施の記録

点呼による確認を行った結果については、点呼簿、チェック表、各種システムを活用するなどにより記録化に努めること。

その際、必要な指示の内容についても、点呼簿等の備考欄等に付記しておくこと。

2 酒気帯び確認について（府令第9条の10第6号及び第7号関係）

府令第9条の10第6号においては、安全運転管理者の業務として、運転しようとする運転者及び運転を終了した運転者に対し、酒気帯びの有無について、当該運転者の状態を目視等で確認するほか、アルコール検知器を用いて確認すること（以下「酒気帯び確認」という。）が規定されており、また、同条第7号においては、酒気帯び確認の内容の記録及びその保存並びにアルコール検知器を常時有効に保持することが規定されているところ、これらの業務に係る留意事項は、次のとおりである。

(1) 業務の開始前後の運転者に対する確認

「運転しようとする運転者及び運転を終了した運転者」における「運転」とは、一連の業務としての運転をいうことから、酒気帯び確認は、必ずしも個々の運転の直前又は直後にその都度行わなければならないものではなく、運転を含む業務の開始前や出勤時及び終了後や退勤時に行うことで足りる。

(2) 酒気帯び確認の方法

「目視等で確認」とは、運転者の顔色、呼気の臭い、応答の声の調子等で確認することをいう。

酒気帯び確認の方法は対面が原則であるが、直行直帰の場合その他対面での確認が困難な場合にはこれに準ずる方法で実施することができる。具体的には、運転者に携帯型アルコール検知器を携行させるなどした上で、

① カメラ、モニター等によって、安全運転管理者が運転者の顔色、応答の声の調子等とともに、アルコール検知器による測定結果を確認する方法

② 携帯電話、業務無線その他の運転者と直接対話できる方法によって、安全運転管理者が運転者の応答の声の調子等を確認するとともに、アルコール検知器による測定結果を報告させる方法

等の対面による確認と同視できるような方法が考えられる。

(3) アルコール検知器の性能等

ア 性能

アルコール検知器については、府令第9条の10第6号の規定に基づき、国家公安委員会が定めるアルコール検知器を定める件（令和3年国家公安委員会告示第63号）により、呼気中のアルコールを検知し、その有無又はその濃度を警告音、警告灯、数値等により示す機能を有する機器であれば足りることとされている。

また、アルコール検知器には、アルコールを検知して、原動機を始動することができないようにする機能を有するものを含む。

イ アルコール検知器を常時有効に保持することについて

「常時有効に保持」とは、正常に作動し、故障がない状態で保持しておくことをいう。このため、アルコール検知器の製作者が定めた取扱説明書に基づき、適切に使用し、管理し、及び保守するとともに、定期的に故障の有無を確認し、故障がないものを使用しなければならない。

ウ 個人で購入したアルコール検知器

酒気帯び確認に使用するアルコール検知器は、基本的には、自動車の使用者が購入すべきものであると考えられる。ただし、各事業所の個別の事情により、個人で購入したアルコール検知器を使用する必要がある場合には、安全運転管理者において、当該アルコール検知器が正常に作動し、故障がない状態であるかどうかの確認を定期的に行うなど、安全運転管理者が「常時有効に保持」するアルコール検知器と同等の管理が行われているものに限り、個人で購入したアルコール検知器を使用することは差し支えない。

(4) 他の自動車の使用の本拠における酒気帯び確認

同一の自動車の使用者が他の自動車の使用の本拠において安全運転管理者を選任しており、当該他の事業所において運転者が運転を開始し、又は終了する場合には、

- ① 他の事業所の安全運転管理者が運転者の状態を目視等で確認した上で、他の事業所の安全運転管理者の立会いの下、運転者に他の事業所の安全運転管理者が有効に保持するアルコール検知器を使用させること
 - ② 他の事業所の安全運転管理者が、①の結果について、自ら、運転者が所属する事業所の安全運転管理者に対し、報告し、又は、自身の立会いの下、運転者をして、電話その他の直接対話できる方法により、報告をさせること
- のいずれも行われたときは、酒気帯び確認を行ったものとして取り扱うことができる。

ただし、酒気帯び確認の結果について報告を受けた、運転者が所属する事業所の安全運転管理者は、運転者が酒気を帯びていることを確認した場合には、自ら又は当該他の事業所の安全運転管理者を介して、運転者に対して運転中止等の指示を行うことが必要である。

(5) 安全運転管理者以外の者が行う酒気帯び確認

点呼による確認と同様、酒気帯び確認は安全運転管理者が行うことが原則であるが、安全運転管理者が不在である、他の業務により酒気帯び確認を行う時間を十分に確保できないなど、安全運転管理者による酒気帯び確認を適切に行うこと

ができないおそれがある場合には、安全運転管理者が、副安全運転管理者、酒気帯び確認の業務を委託した事業者その他安全運転管理者の業務を補助する者（以下この項において「補助者」という。）に酒気帯び確認を行わせることは差し支えない。

この場合において、安全運転管理者は、あらかじめ補助者とする者を指定した上で、当該指定した者に対し、次の事項について指導・教育を行うことにより、補助者に酒気帯び確認を行わせる場合であっても、安全運転を確保するために必要な対応が確実にとられることが必要である。

① 酒気帯び確認の方法

② 補助者が、運転者が酒気を帯びていることを確認した場合には、安全運転管理者へ速やかに報告し、必要な対応について安全運転管理者から指示を受け、又は、安全運転管理者が運転者に対して、直接、運転中止等の指示を行うよう措置すること

(6) 酒気帯び確認の内容の記録

酒気帯び確認を行った場合は、次の事項について記録すること。

ア 確認者名

イ 運転者

ウ 運転者の業務に係る自動車の自動車登録番号又は識別できる記号、番号等

エ 確認の日時

オ 確認の方法（対面でない場合は具体的方法等）

カ 酒気帯びの有無

キ 指示事項

ク その他必要な事項

3 その他

(1) 事業者への周知

府令に定める安全運転管理者の業務について、適正かつ確実に行われることとなるよう、安全運転管理者講習等の機会を通じて周知を図ること。

(2) 違反行為の検挙を契機とした安全運転管理者の選任の有無の確認等

業務中の飲酒運転等を検挙した場合には、その背後責任について徹底した捜査を行い、安全運転管理者の選任の有無やその業務の実施状況について確認を行うこと。

その際、安全運転管理者等に対して飲酒運転等の防止を図るための措置の実施状況について報告を求めるほか、必要な指導や広報啓発を実施するなど、飲酒運転等の根絶に向けた事業者による積極的な取組を促すための措置を講ずること。

また、飲酒運転等の発生原因が、使用者が安全運転管理者等に必要な権限を与えていなかったこと等にある場合には、道路交通法（昭和35年法律第105号）第74条の3第8項の規定により、使用者に対して是正のために必要な措置をとるべきことを命ずること等について検討を行うこと。